



『連合アクション県中央街頭行動』の取り組み



底上げ・底支え、格差是正、働くことを軸とする安心社会実現に取り組む



挨拶する澤田精一・連合福島会長

連合福島は、10月3日(水)の17:30より福島駅東口エスタビル前において「連合アクション県中央街頭行動」を実施した。

これまで、格差是正と働き方改革、36協定の厳格化、そして最低賃金引き上げなど労働課題を提起し、連合福島の取り組みについて定期的に社会発信をし、世論喚起をはかってきた。

10月1日から福島県最低賃金は900円に改正・適用されることから、実効性確保と県民への周知・浸透をはかるための「連合アクション県内6地域統一街頭行動」を現在実施している。今回は6地域の中の県中央街頭行動として、福島市において副会長・福島地区連合役員の協力も得て取り組んだ。

冒頭、連合福島を代表し澤田精一会長は、『日本の賃金は、この30年間、ほとんど上がっていない。2021年のOECD(経済協力開発機構)の調査によると、日本は2015年に韓国に抜かれ、OECD35か国中 2021年より更に順位を下げ24位、G7(先進7か国)では最も低く、日本が足踏みしている

間に、今も世界との賃金格差は開いている状況にある。

今年の春闘により、全ての企業とはなっていないが、賃金が上昇したものの、7月の実質賃金は前年同月比2.5%減と、16カ月連続でマイナスが続き、物価高の勢いに賃金の伸びが追いつかず、更に下落率も拡大している状況である。しかし、一方では、コロナによる行動制限がなくなったこともあり、全国平均よりも求人の方が求職を上回って有効求人倍率が高い状況で推移し、人手不足の状況が続いている。

最低賃金とは、「この金額を下回る金額で、人を働かせてはいけない！」と国が定めている賃金に関する最低限のルールで、都道府県ごとに決められており毎年10月に見直されている。福島県では10月1日から、9月30日までの858円より42円引き上がり、時給で900円になった。福島県で働くみなさん、パート、

アルバイトで働いている全ての人が該当する。

是非、これからもらえるご自身の給与明細をチェックして、自分の賃金が最低賃金時給900円を上回っているかチェックして頂きたい。もし、その金額が支払われていない、足りていない場合は法律違反である。この場合、雇用主には罰則が科せられ、労働者はその差額を雇用主に請求できる。

連合福島は、引き続き早期に「誰もが時給1,000円」を目指すとともに、「底上げ・底支え」「格差是正」「働くことを軸とする安心社会」実現に取り組む』と挨拶した。

続いて、急遽駆けつけていただいた、立憲民主党福島県総支部連合会代表・金子恵美衆議院議員から心強い連帯の挨拶をいただき、最後に、県北地域連合・菅井謙一議長より連合福島の取り組みアピールをし、街頭行動を打ち上げた。立ち止まって聴講される方もあり、最低賃金に対する関心の高さが感じられた。



県北地域連合・菅井議長による取り組みアピール



連帯の挨拶をする立憲民主党県連代表・金子恵美衆議院議員